

# 不支給割合最大で6倍

## 障害基礎年金 支給決定の流れ



病気やけがで一定の障害がある人が受け取れる国の障害年金で、申請に対する支給・不支給の判定結果に都道府県間でばらつきがあり、不支給の割合に最大約6倍の差があることが2日分かった。共同通信の取材に対し、支給実務を担う日本年金機構がデータを初めて開示した。

## 年金機構 都道府県別データ開示

# 判定にばらつきが国、問題認識も放置

年金を受給する権利は本来、どこに住んでいても平等に保障されなければならぬが、地域によっては4人に1人が申請を退けられている。受給できるはずの障害者が多数、対象外になっている可能性がある。

審査に当たる医師（認定医）に個人差があり、精神、知的障害の程度で判断が分かれないことや、年金

機構の出先機関ごとの取り扱いの不統一が原因とみられる。厚生労働省は長年、十分な調査をせず手を打ってこなかったが、障害者団体は是正を求めており、対応を迫られそうだ。

ばらつきが判明したのは、多くの人が受け取る障害基礎年金。身体、精神、知的障害で細かく認定基準が分かれ、各都道府県に置か

れた年金機構事務センターの委託を受け、1件ごとに認定医が1人で審査している。開示された2010～12年度の都道府県別データに基づき、審査件数全体に占める不支給判定（却下を含む）の割合を算出した結果、3年間の平均で大分が最も高く24・4%、最低の栃木の4・0%と6・1倍の開きがあった。

都道府県ごとの傾向は各年度ほぼ同じだが、埼玉、千葉、愛媛などでは12年度の不支給割合が10年度に比べ

障害年金 公的年金の加入制度に応じて障害基礎年金と障害厚生年金、障害共済年金があり、受給には障害の程度や保険料納付期間など要件を満たす必要がある。市区町村役場や年金事務所

に申請する。障害基礎年金は20歳以上の人が対象で、55歳以降に負った障害では支給されない。未成年の時から障害がある人は20歳から受け取れる。等級は最重度の1級から3級に分かれ、障害厚生年金は3級でも受けられるが、障害基礎年金は1、

2級でないとは受けられない。支給額は障害基礎年金の1級で月8万5000円、2級で月6万4000円。受給者は2013年3月現在、障害年金全体で約190万人。

約2倍に上昇。全国平均でも10年度の10・9%が12年度には13・7%に上がっており、審査が年々厳しくなっている傾向がうかがえる。「年金の『出し渋り』が増えている」「判定に差がある」との指摘は社会保険労務士や障害者団体から出ていたが、厚労省と年金機構はこれまで毎年度の障害基礎年金の不支給件数を集計していなかった。

## 障害基礎年金の不支給率

『障害基礎年金の不  
支給率図表』  
2014. 08. 25愛媛新聞

	2010年度	11	12	平均
北海道	14.2	10.2	10.0	11.6
青森	12.0	9.3	9.7	10.4
岩手	7.5	7.5	6.4	7.2
宮城	5.5	5.5	6.0	5.7
秋田	10.1	11.3	12.3	11.2
山形	4.6	6.1	8.5	6.3
福島	12.3	13.2	13.0	12.8
茨城	19.2	26.4	24.4	23.2
栃木	3.1	4.8	4.1	4.0
群馬	8.1	8.6	9.9	8.9
埼玉	11.6	16.4	21.1	16.3
千葉	8.2	11.8	16.5	12.2
東京	8.5	11.5	11.1	10.3
神奈川	5.4	8.2	8.2	7.2
新潟	3.6	5.0	7.3	5.2
富山	9.4	7.8	8.3	8.6
石川	6.2	7.6	6.4	6.7
福井	8.4	7.6	9.9	8.7
山梨	10.9	14.0	12.0	12.2
長野	5.6	6.5	5.4	5.8
岐阜	7.8	9.7	8.5	8.6
静岡	8.2	10.2	10.4	9.6
愛知	11.9	11.9	14.6	12.9
三重	8.0	8.7	8.6	8.4
滋賀	13.2	17.9	17.8	16.3
京都	9.7	13.4	13.9	12.4
大阪	10.8	14.7	16.5	14.0
兵庫	23.1	20.5	24.0	22.4
奈良	14.2	17.9	17.9	16.7
和歌山	11.7	13.0	13.7	12.8
鳥取	10.5	16.0	15.2	13.9
島根	5.5	6.2	8.0	6.5
岡山	10.0	14.4	17.0	13.7
広島	13.1	23.3	21.9	19.3
山口	20.9	21.6	21.0	21.2
徳島	6.6	6.1	6.0	6.2
香川	7.6	7.7	10.8	8.6
愛媛	6.7	9.3	12.6	9.6
高知	7.7	10.8	10.8	9.7
福岡	17.6	16.5	16.0	16.7
佐賀	18.5	25.2	25.3	22.9
長崎	10.0	13.3	12.7	11.9
熊本	10.5	9.0	9.7	9.8
大分	25.4	24.0	23.6	24.4
宮崎	6.7	6.3	8.9	7.3
鹿児島	10.5	16.2	14.7	13.8
沖縄	15.5	16.1	21.4	17.6
全国平均	10.9	12.8	13.7	12.5

※単位は%。日本年金機構の開示データを基に作成。平均値はいずれも実数をベースに計算しているため、パーセントの数値で計算した結果と異なる場合がある

障害年金の支給審査にばらつきが出る一因に挙げられるのが、精神障害などでは認定医の主観によって判定が左右されかねない点だ。障害年金の受給者は年々増えており、うつ病など精神疾患にかかる人の増加が背景にあるとみられている。年金の審査では、障害の種別ごとに認定基準がある。例えば手足の欠損などでは状態が変わら

## 医師の主観で左右

ず、外見的に基準に沿った判断がしやすい。しかし精神、知的障害、難病や内臓疾患に伴う身体障害では、医師によって障害の重さの判断が分かれることが珍しくない。審査のばらつきで年金を受け取れていないのは、こうしたケースが多いとみられる。もう一つ問題になるのが「初診日」の認定だ。障害年金は、その障害で

## 初診日認定も裁量余地

初めて医療機関にかかった日をカルテなどで証明しないと受け取れない。だが、年金を受け取れることに気付かないまま、何年もたってから申請する人も多い。カルテが保管されていないなどの理由で初診日を証明できない場合は、他の資料で総合的に判断することになるため、日本年金機構の担当者の裁量が入り込む余地がある。

## 不透明な実態 早急に調査を

解説

障害年金については、日本年金機構(旧社会保険庁)によるデータの収集と開示が不十分で、実態が不透明な状況が続いている。年金機構の本部が一括で審査している障害

障害年金について

厚生年金と異なり、障害基礎年金では地域によって審査にばらつきがあると、社保庁の時代から指摘されていた。厚生労働省も問題を認識していたが、放置してきた。障害年金を既に受給している人が「障害の重さは変わっていないのに、更新時に減額や

支給停止にされた」との訴えも相次いでいる。だが年金機構では、更新時の決定についてデータを集計していない事務センターが大半だという。これでは判定の妥当性を検証しようがない。今回、不支給割合が低いことが明らかになった都道府県でも、問

題がないとは言いきれない。例えば、障害が軽そうに見える人の申請を受け付けず、門前払いにしていれば見かけの数値は下がる。しかし、それはそれで重大な権利侵害だ。厚生労働省と年金機構は、不支給割合の格差の原因を早急に調べるべきだ。

## 法の下での平等に反す

日本障害者協議会の藤井克徳代表の話 障害年金は障害者にとっては命綱。不支給になる人の割合に地域間でこれだけの差があることは、法の下の平等に反する可能性がある。日本年金機構は実態を明らかにして、不公平がなないようにしてあげたい。

## 審査を広域化し対応

日本年金機構・給付企画部の話 不支給の割合に差がある原因は、詳しく調べないと分からないが、認定医によって判断がずれがあることも一因だと思う。事務センターの機能を集約して広域化する計画なので、それによって審査のばらつきをなくしてあげたい。